

一 會社側ノ態度

會社側ニアリテハ依然態度強硬ニシテ爭議發生當初ヨリノ方針タル

ハ爭議参加者ノ大部分ヲ解雇スルト共ニ勞働組合ヲ駆逐スルコト

(1) 爭議中、日給等爭議費用等一切ヲ支給セサルコト

(2) 組合本部員トハ絶對ニ會見セサルト共ニ従業員代表ト雖モ當分、間ハ會見セワルコト

以上、方針ヲ固持シ社長畠山一清重役山岸靖一酒井優尋等、三名ハ爭議發生ト同時ニ其ノ所在ヲ晦マシテ爭議團員ト、會見ヲ避ケツ、アルノミナラス、特ニ最近ニ至リテハ別項ノ通り、當廳ノ呼出ニ應セズ爭議團員ト、徹底的抗爭ヲ決意シツ、アル状態ナルカ既報後ニ於ケル會社側、主タル行動等次、如シ

(1) 客月廿日爭議團長石崎保次以下五十一名ニ對シ内容証明郵便ヲ以テ懲戒解雇通知ヲ發シ同時ニ廿六名ニ對シ出勤勧告狀ヲ發送セリ

(2) 同月廿三日更ニ前記以外ノ爭議参加者五十八名ニ對シ即達復ヲ以テ懲戒解雇通知ヲ發シテリ

(3) 同月二十八日爭議不参加工ノ家庭訪問ノ意味ヲ以テ各家庭ニ皆採ヘルノ願ヲ印刷物ヲ各家庭ニ郵送セリ

(4) 本月十二日別記ノ如ク會社ノ強硬態度ヲ表明セテ接抄狀ヲ附近住民及同業者ニ郵送セリ

(5) 本月十六日現在爭議不参加工二十五名ノ内九名ハ出勤勧告狀ニ依リ爭議團ヲ脱退出勤セリ然レテ臨時工五名ノ内四名ハ六ヶ月後ニ於テ本工ニ採用スル事トシテ條件トモテ

計ニ。七名ヲ以テ作業継続中ナルカ能率ハ漸次常態ニ復シツ、アル様様ナリ